

# NO！「危険ドラッグ」

最近、店舗やインターネット上で、「合法ハーブ」等と称する商品が販売されており、こうした商品を使用した人が、**意識障害、おうと、けいれん、呼吸困難等を起こして、死亡したり、重体に陥る事件や、重大な交通死亡事故を引き起こしたりする事件が多発しています。**これらの商品は、**覚醒剤、麻薬、大麻など規制薬物の化学構造に似せて作られており、規制薬物と同等の作用を有する成分を含む商品が多く、大変危険**です。また、合法と称して販売する**商品の中に麻薬や指定薬物等の違法な薬物が含まれていた例もあります**ので絶対に手を出してはいけません。

## 合法と称して販売していたものの 麻薬や指定薬物等違法な薬物であった商品例



麻薬である「通称名：MDPV」が検出され、麻薬及び向精神薬取締法違反（営利目的共同所持）で検挙されたもの  
商品名：「Blue Majic」（液体）



指定薬物である「通称名：4FMP」が検出され、薬事法違反（販売目的陳列）で検挙されたもの  
商品名：「DIAMOND Rush」（白色粉末）



指定薬物である「通称名：APICA」等が検出され、薬事法違反（販売目的陳列）で検挙されたもの  
商品名：「ANARCHY Spider」（植物片）

## 指定薬物の取締強化

～薬事法の一部改正 **平成26年4月1日施行**～

薬事法の指定薬物について、その「所持」、「使用」、「購入」、「譲受け」が新たに禁止され、違反した場合には罰則が科されます。

これらの商品について、従来、警察では「脱法ドラッグ」と呼称していましたが、あたかも合法であるかのような誤解を与えることもあったため、本年7月22日から、「危険ドラッグ」と呼ぶことにしました。